

青森県介護人材実務者研代替職員事業費補助金に関するQ & A (R8. 9. 18 時点)

Q 1 補助事業のスケジュールはどうなっているのか。

A 1 以下のとおりで予定しています。

1 交付申請書の提出期限	事業者→県	令和8年10月1日から11月13日まで
2 交付申請書の審査	県	
3 交付決定通知書の発出	県→事業者	令和8年12月中(予定)
4 実績報告書の提出	事業者→県	・事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月9日のいずれか早い日までに提出 ・既に事業が完了している場合は、交付決定後、速やかに提出
5 実績報告書の審査 補助金額の確定	県→事業者	令和9年4月中(予定)
6 請求書の提出	事業者→県	令和9年5月初旬(予定)
7 補助金の支払	県→事業者	令和9年5月末日(予定)

Q 2 事業の実施期間はいつからいつまでか。

A 2 令和8年度は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

賃金等の支払いは、令和8年度内に支払ったものに限りです。

Q 3 補助対象経費と補助の要件を教えてください。

A 3 介護施設等に勤務する職員が、介護福祉士実務者研修を受講するのに伴い、介護施設等が代替職員を雇用した場合、新たに雇用した代替職員に対し支払った賃金等に要する経費が補助対象となります。

補助の要件は、介護保険法上の指定を受けた介護施設等に勤務する職員が、実務者研修を受講していること、実務者研修通学受講期間中に新たに代替となる職員を雇い賃金等の支払いが生じていることが要件です。

Q 4 実務者研修の受講職員は、介護職員としての勤務でなければならないのか。

A 4 介護職員として勤務している方に限ります。

Q 5 代替職員の雇用形態は、常勤職員に限るのか。また、代替職員の業務内容は、研修受講者と同じ業務でなければならないのか。

A 5 常勤・非常勤等雇用形態は問いません。また、原則、同じ業務に従事することを想定していますが、職員の配置基準上、問題ない場合は、同じ業務でなくても構いません。

Q 6 補助対象となる代替職員は、研修受講者一人につき一人までとなっているが、研修期間中に代替職員が辞めてしまい、後任の代替職員を雇った場合は、補助対象にはならないのか。

A 6 補助対象として認められます。ただし、代替職員同士の重複期間がある場合、重複期間は一人分のみが補助対象となります。

Q 7 実務者研修を通信で受講した場合は、対象にならないのか。

A 7 通信であっても、スクーリングで通学が必要な期間は、補助対象期間となります。

Q 8 実務者研修受講者がいることから代替職員を雇ったが、業務引継ぎのために、受講期間より前から勤務している場合、補助対象と認められないのか。

A 8 業務引継ぎのために通学受講開始前に新たに雇った場合も対象とするが、その場合の雇用開始は、通学受講開始の1か月前以降とする。ただし、補助金の対象は、通学受講期間中にかかった経費（賃金等）のみが対象。（通学受講開始前に掛かった経費は補助対象外）

（9月15日から研修の通学受講開始であれば、8月15日以降の新たな雇い入れであれば、可。補助は、9月15日からの通学期間中にかかった賃金等が対象。）

Q 9 人材紹介会社を通じて、代替職員を雇用したが、人材紹介会社に支払う手数料は対象経費になるのか。

A 9 補助対象外です。

Q 10 対象となる研修は、実務者研修のみか。初任者研修受講の代替職員は認められないのか。

A 10 実務者研修のみが対象です。

Q 11 実務者研修を年度をまたいで受講した場合は、補助対象外か。

A 11 例えば、令和8年度から令和9年度にかけて実務者研修を受講した場合、令和8年度の通学期間中であれば、補助対象期間となります。ただし、令和8年度中に経費の支払いが生じている必要があります。

Q 12 実務者研修受講により、職員補填のため、法人内で他部署から異動してきた場合は、補助対象となるのか。

A 12 新たな雇い入れではないため、補助対象外です。

Q 13 青森県介護人材研修受講支援事業費補助金の交付申請はしていないが、本補助金の申請をすることは可能か。

A 13 可能です。本補助金は、研修受講料を事業所が負担していることや研修修了証の交付を要件とはしていません。

Q 14 実務者研修受講中の職員が事業所を退職した場合は、どうなりますか。

A 14 通学研修受講中に退職した場合は、退職前までに雇った代替職員が補助対象となります。

交付決定後に、事業内容に変更が生じた場合は、変更承認申請（第２号様式）の提出が必要となります。

Q15 代替職員を雇用する予定として、交付申請し交付決定を受けていたが、代替職員を採用することができなかった。その場合は、何か手続きが必要か。

A15 廃止承認申請書（第３号様式）を提出してください。

Q16 県内に介護事業所はあるが、法人所在地が他都道府県にある場合は対象となるか。

A16 対象となります。

Q17 申請は各事業所単位で行うのか。

A17 交付申請や実績報告は法人単位で提出してください。

交付申請時に提出する別紙２と実績報告時に提出する別紙４は、補助を受ける介護施設ごとに作成してください。

Q18 申請書類の書き方や提出書類がわからない場合は、どこに相談すればよいか。また、書類の提出先を教えてください。

A18 当補助金に関するお問い合わせは、県高齢福祉保険課あてメールでお願いします。（電話でのお問い合わせは、御遠慮ください）

メールアドレス kaigo_todokede@pref.aomori.lg.jp

交付申請や実績報告書は、「青森県電子申請・届出システム」により、提出してください。（システムにアクセスするためのアドレス（URL）は、県の「青森県介護人材研修受講支援事業費補助金」のホームページを御確認ください）

郵送やメール、持参による提出は受け付けておりません。